

平成29年度税制改正大綱が発表されました

平成28年12月22日「平成29年度税制改正大綱」が閣議決定されました。社会での女性の活躍に一層の注目が集まる昨今、メディア等では配偶者控除の動向が話題となりました。今回は配偶者控除の改正に加え、積立型NISAの導入や既存住宅のリフォーム特例等、個人所得関連の改正点に焦点を当ててみましょう。皆様のライフプランを考えるきっかけとされてみてはいかがでしょうか。

■配偶者控除の見直し

配偶者（妻）の年間所得が103万円以内であれば、世帯主（夫）が38万円の所得控除を受けられるのが既存の配偶者控除制度です。ところが、今回の改正により、103万円という基準が150万円に引き上げられることとなりました（平成30年分の所得より適用）。ただし、夫の年間所得が900万円以内でなければ38万円の配偶者控除は受けられません。また、夫の年間所得が1,000万円を超えると配偶者控除が適用されないこととなりました。したがって、年間1,000万円以上の所得がある夫の在る家計にとっては、実質増税になったとも考えられます。また仮に、妻に年間150万円の所得があり、夫が配偶者控除を適用出来たとしても、**妻自身の所得税・住民税・社会保険料の負担は発生します**。これにより妻自身の手取収入は減少するため、配偶者控除だけでなく、社会保険加入の基準にも注意が必要だと考えられます。

■積立型NISAの導入

平成30年1月より、積立型NISAが開始されることとなりました。現行のNISAと同様、投資上限金額内の株式・投資信託等の配当金や譲渡益に係る20.315%の所得税が非課税になる制度です。なお、現行のNISAには対象銘柄の制限がないのに対し、積立型NISAは適用できる銘柄が「長期分散投資」に適しているものに限定されています（下表参照）。なお、長期分散投資により投資対象や投資時期を分散し、リスクを平準化することで、長期的には高い運用成果が得られることが期待できます。

したがって、本制度は**老後資金の積立**や**生前贈与資金の運用先**として活用することが有効であると考えられます。なお、現行のNISAと積立型NISAは、いずれかの選択適用となります。

	現行のNISA	積立型NISA
年間上限額	120万円	40万円
期間	5年間	20年間
対象年齢	満20歳以上	制限なし
対象銘柄	制限なし	長期・分散投資に適したもの※

※信託期間20年以上・非毎月分配型

■既存住宅のリフォーム特例の拡充

所定の要件を満たす住宅のリフォームをした場合、一定の税額控除が受けられる特例制度が既に存在していますが、平成29年4月よりその制度の適用要件が拡大されることとなりました（下表参照）。具体的には、耐震工事や省エネ工事と併せて行う耐久性向上工事が追加されることとなりました。住宅のリフォームをお考えの方は、所得税額から直接控除される「税額控除」という大きなメリットの活用を検討されてみてはいかがでしょうか。

① 工事費用相当額の10%の税額控除（1度のみ）			② 工事費用に係るローンの年末残高の2%または1%の税額控除（最長5年）			
リフォーム種類	対象工事限度額	最大控除額	控除率	リフォーム種類	対象借入限度額	最大控除額
耐震+耐久性	250万円	25万円	2.0%	耐震+耐久性	250万円	12.5万円 (5年間=62.5万円)
省エネ+耐久性						
バリアフリー	200万円	20万円		1.0%		

※上記の内容は「平成28年度税制改正大綱」に基づくものであり、その一部について、一般的な概要をまとめたものであり、今後、国会に提出・制定される法案等は本綱と異なる場合がございますので、十分にご留意下さい。また、本資料に記載された情報に関しては信頼ある情報源から入手したものではありませんが、その正確性は弊社で保証するものではありません。



パートタイマーの年収と自己負担

H28.10月より追加		H30年分の所得から適用		
100万円超	103万円超	106万円以上	130万円以上	150万円超
妻 住民税負担発生	夫 配偶者控除減少	妻 所得税負担発生 <small>（妻が従業員数501人以上の企業にてパートタイム勤務する場合）</small>	妻 社会保険料負担発生	夫 配偶者控除減少

※社会保険料の基準年収には、賞与や臨時賃金、時間外労働、交通費や家族手当等、各種手当を含む。

確定拠出年金と積立型NISAの比較

	確定拠出年金（個人型）	積立型NISA
年間上限額	会社員 14.4万円 又は 27.6万円 個人事業主 81.6万円	40万円
期間	満20歳～60歳まで 最大40年間	20年間
対象年齢	満20歳～60歳まで	制限なし
税務メリット	・運用益非課税 ・掛金所得控除 ・退職所得控除（一時金受取時）	運用益非課税
管理コスト	掛かる	不要
途中引出	原則60歳まで不可	可能

税務メリットを活用した長期積立としては**確定拠出年金**も有効だと考えられます（2017年1月より制度拡充）。なお、掛金分の所得控除を受けられる確定拠出年金の方が税務メリットが大きいと考えられますが、途中引出が原則不可となっているため、**目的に応じた使い分けが重要**だと考えられます。

株式会社
 みどり財産コンサルタンツ
 760-0062 高松市栗林町1丁目18-30
 TEL 087-834-0122
<http://www.midori-zc.co.jp/>